

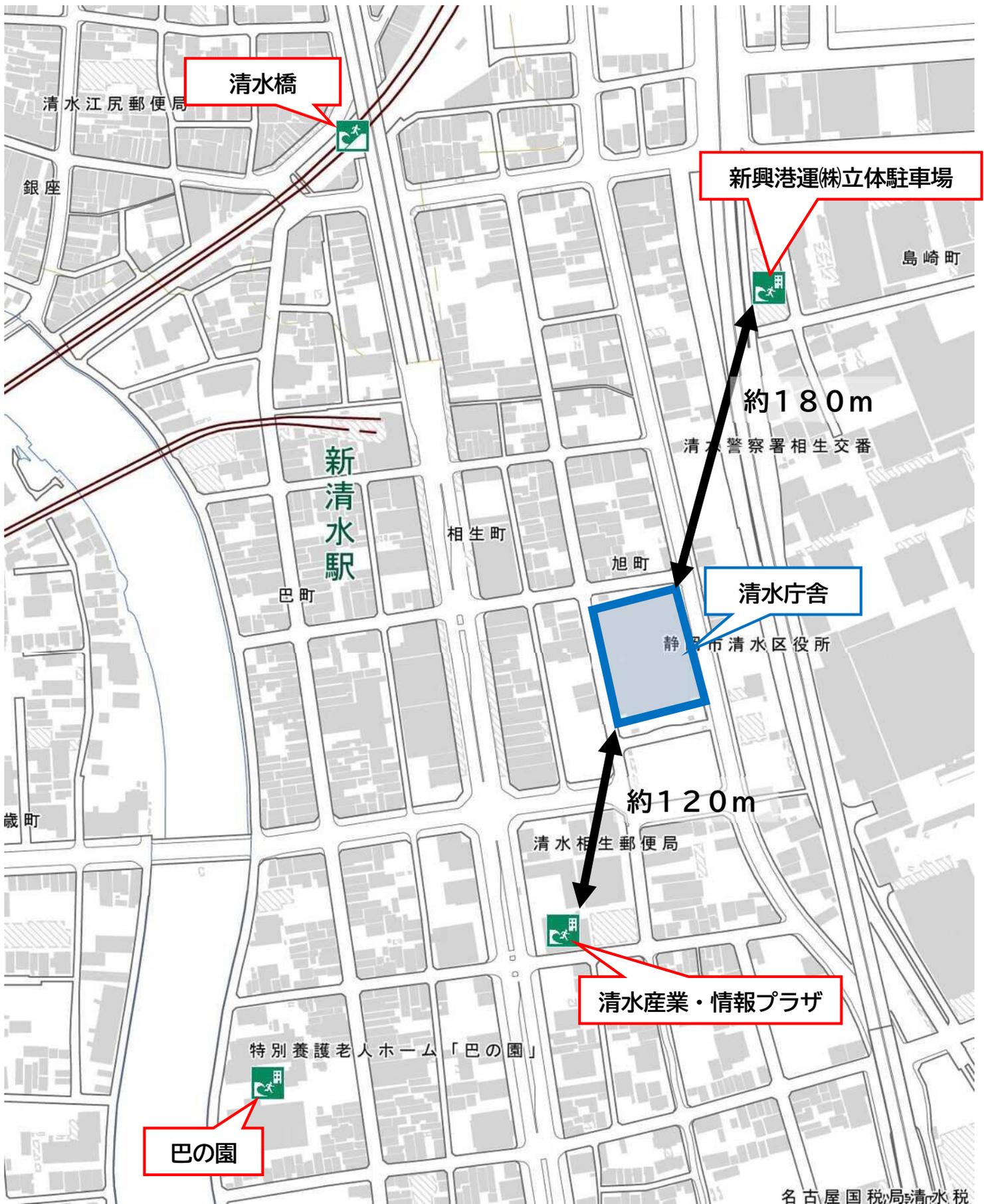
(令和7年2月21日発表)

清水庁舎の津波避難ビルの指定解除

◆内容など	<p>清水庁舎の津波避難ビルの指定を解除します。</p> <ol style="list-style-type: none">1 解除施設名称 清水庁舎（静岡市清水区旭町6番8号）2 解除日 令和7年3月1日（土）3 解除理由 令和5（2023）年度に実施した耐震診断の結果、津波避難ビルの指定要件の一つである「耐震診断により耐震安全性が確認されていること」に合致しなくなったため。4 清水庁舎付近における解除後の避難先 清水庁舎から徒歩で約3分の場所に、すでに津波避難ビルとして指定している「清水産業・情報プラザ」があります。 清水産業・情報プラザの収容人数は約1,300人であり、新たに清水庁舎の代替として受入予定人数約400人と、清水産業・情報プラザの元々の受入予定人数約400人を合算しても約800人であるため、清水産業・情報プラザでの避難者の受入れは十分可能です。 清水庁舎付近のそのほかの避難先としては、「新興港運株式会社の立体駐車場」や「巴の園」、「清水橋」があります。 なお、清水庁舎の指定解除に伴い、清水庁舎付近の建物で、新たに津波避難ビルの指定ができないか、複数の民間事業者と協議しています。
-------	---

別紙資料 有・無

【問合せ】 危機管理課 危機情報・施設係
（静岡庁舎新館低層棟3階）
担当 宇野、高山
電話 054-221-1243



図：清水庁舎付近の津波避難施設

(地理院タイルに津波避難場所及び清水庁舎からの距離を追記して記載)

※清水庁舎から各津波避難施設までの距離は直線距離を記載